ユニット型指定短期入所生活介護
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

当事業は介護保険の指定を受けています。
兵庫県指定　第 2872301565 号

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業者

(1)　法人名　　社会福祉法人　きたはりま福祉会
(2)　法人所在地　　兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋 763-3
(3)　電話番号　　TEL（0795）32-3330　　FAX（0795）32-1675
(4)　代表者氏名　　理 事 長　　大　西　　康　徳
(5)　設立年月日　　平成５年５月２１日

２．事業所の概要

(1)　施設名　　ショートステイみずき
(2)　所在地　　兵庫県三木市加佐 58 番地の 1
(3)　電話番号及びＦＡＸ番号　TEL(0794)82-5050　FAX（0794）86-6150
(4)　メールアドレス　mizuki@ajisai.or.jp
(5)　ホームページ　　https://www.mizuki-nh.com/
(6)　建物の構造　　鉄骨造耐摩耗ガルバリウム鋼板横葺　２階建
(7)　建物の延べ床面積　　3143.63 ㎡
(8)　施設の周辺環境

旧三木市民病院跡地に位置し、静かな住宅地にあって近くに認定こども園や小学校があり、神鉄三木駅から徒歩約８分と交通利便な位置に恵まれ、豊かな社会資源を感じていただける環境にあります。

３．事業所の説明

(1)　施設の種類

指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所

※当事業所は特別養護老人ホームみずきに併設されています。

(2)　施設の目的

介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

(3)　施設の名称　　ショートステイみずき

(4)　施設の所在地　　兵庫県三木市加佐５８番地の１

交通機関　鉄道利用：神戸電鉄三木駅を下車後、東へ徒歩約８分

バス利用：神姫バス福有橋バス停下車後、東へ徒歩約８分

神姫バス加佐東バス停下車後、南へ徒歩約５分

自家用車：山陽自動車道三木小野ＩＣを降り東へ約 10 分

(5)　電話番号及びＦＡＸ番号　　TEL（0794）82-5050　FAX（0794）86-6150

(6)　施設長（管理者）　　氏 名　　長　谷　部　賢　悟

(7)　当施設の運営方針

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(8)　開設（サービス開始）年月　　平成３０年２月１日

(9)　事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

・介護老人福祉施設　　兵庫県指定 2872301359 号　　定員 60 名

・小規模多機能居宅介護施設　兵庫県指定 2892300100 号　登録定員 29 名

・認知症対応型共同生活介護　兵庫県指定 2892300118 号　　定員 18 名

(10) 通常の事業の実施地域

三木市

(11) 営業日及び営業時間

営業日：年中無休　受付時間：９時～１８時

(12) 利用定員　　１０名（及び介護老人福祉施設空きベッドでの対応）

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全てユニット型個室です。

居室・設備の種類	室　数	備　　考
ユニット型個室	１０室	一人部屋 １ユニット 10 室
共同生活室	１室	ユニットに１室
洗面設備	１０室	居室ごとに設置
便所	３室	ユニットに３室
浴室	２室	個浴室をユニットに１室 特殊浴槽１室（介護老人福祉施設と兼用）
医務室	１室	介護老人福祉施設と兼用

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項：洗面台が各居室に設置してあります。

☆ 施設全体に関する事項：施設内全室冷暖房完備です。

４．契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第３条参照）

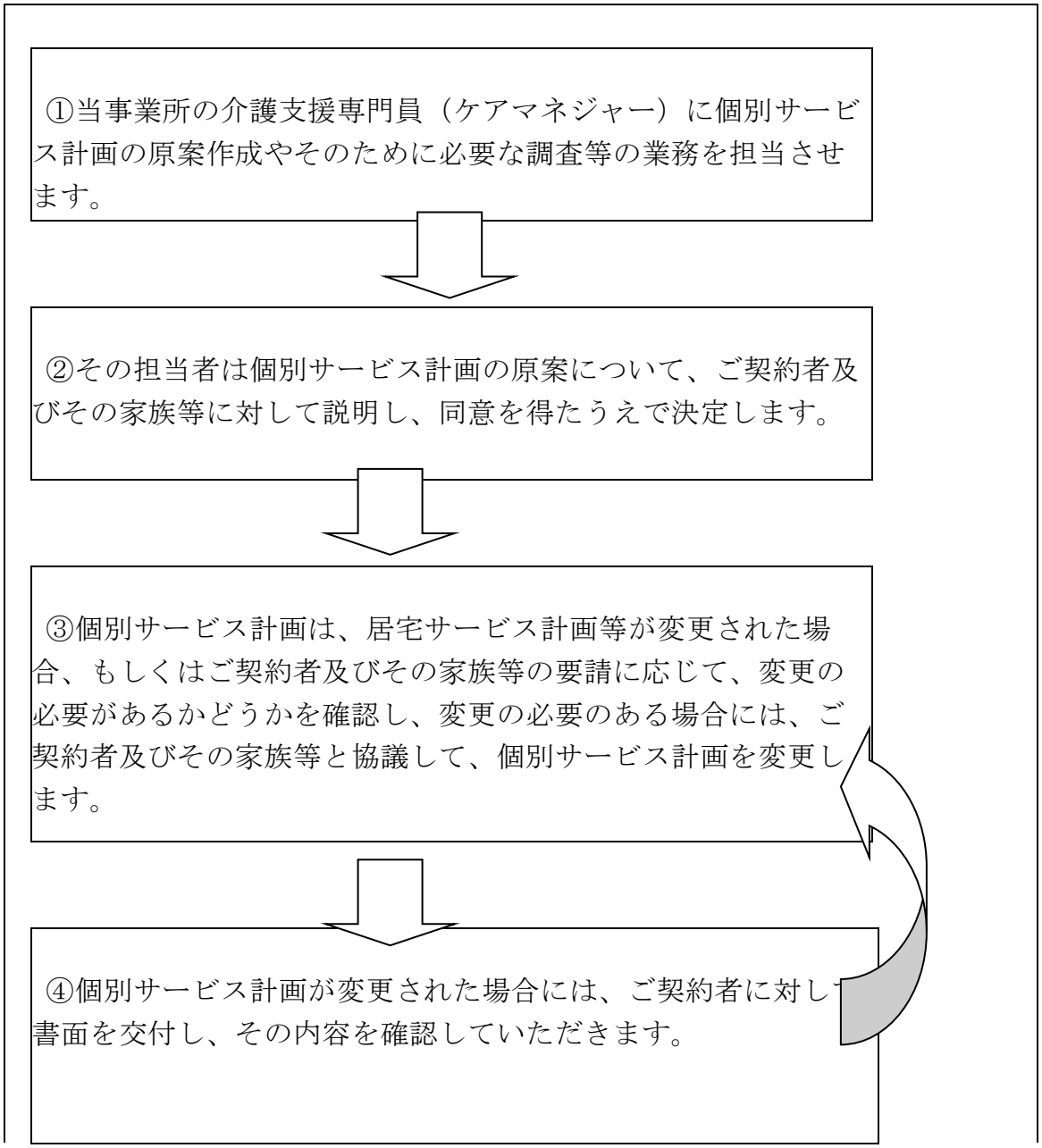

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画等（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
○個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

居宅サービス計画等（ケアプラン）の作成

↓

○作成された居宅サービス計画等に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

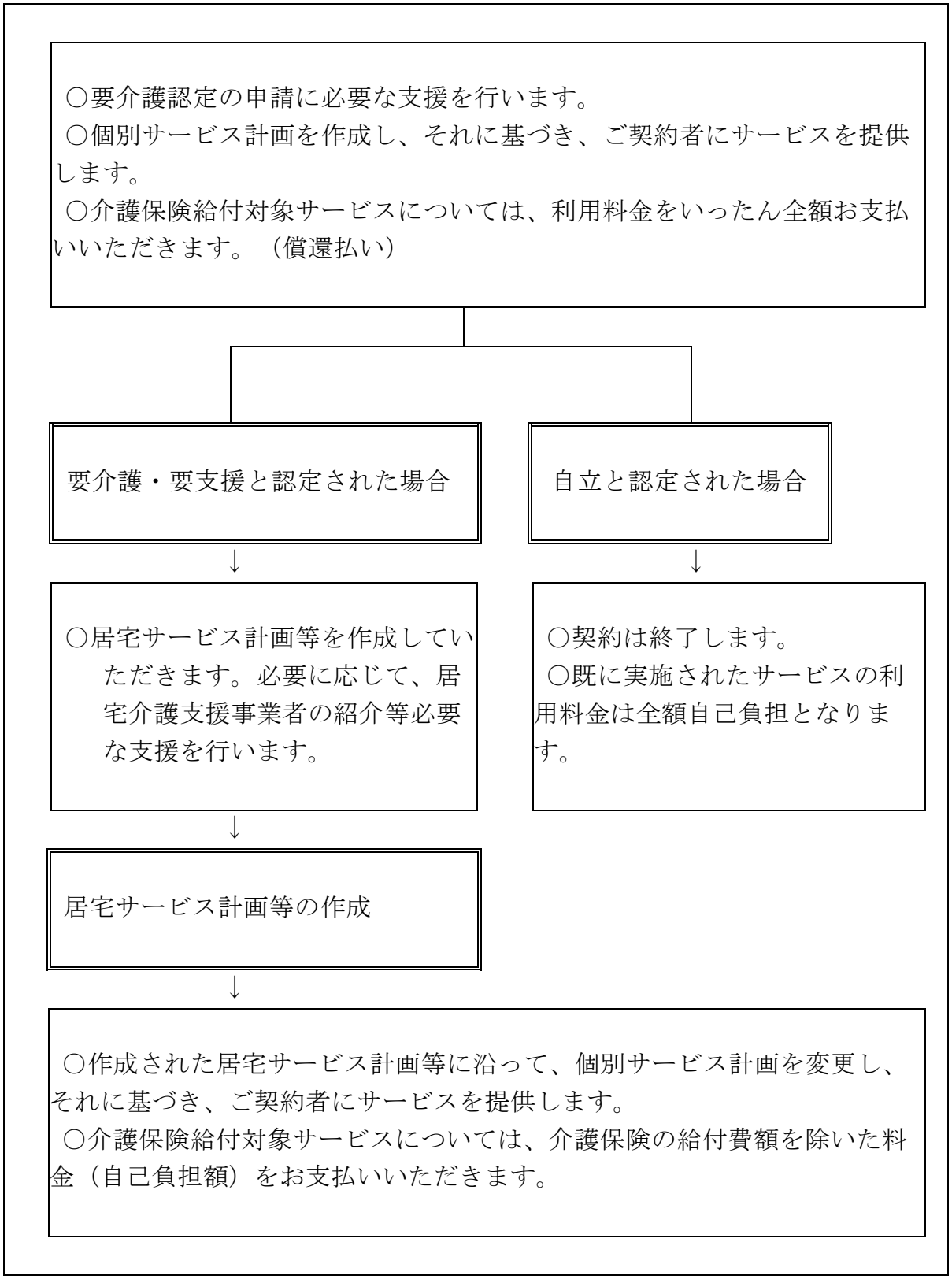

（3）利用予約

ご利用日程の予約については、担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員か、当事業所の生活相談員までご連絡ください。

５．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職　種	短期入所生活介護	
	配置人員	指定基準
１．事業所長（管理者）	１名	１名
２．介護職員	２１名以上	利用者３名に対して１名
３．生活相談員	１名以上	１名
４．看護職員	３名以上	３名
５．機能訓練指導員	１名以上	１名
６．介護支援専門員	１名以上	１名
７．医師	（嘱託）１名	必要数
８．管理栄養士	１名以上	１名

〈主な職種の勤務体制〉

職　種	勤　務　体　制
１．医師	毎週月曜　13 時 30 分～15 時 30 分
２．介護職員	ユニット毎の最低配置人員 早　朝：　７：００～　９：００　　１名以上 日　中：　９：００～１８：００　　２名以上 夜　間：１８：００～２２：００　　１名以上 深　夜：２２：００～翌７：００ ２ユニットに１名
３．看護職員	日　中：　９：００～１８：００　　２名以上
４．生活相談員	日　中：　９：００～１８：００　　１名以上
５．介護支援専門員	日　中：　９：００～１８：００　　１名以上
６．機能訓練指導員	日　中：　９：００～１８：００　　１名以上

〈配置職員の職種〉

介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。３名の利用者に対し１名の介護・看護職員を配置しています。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。
医師	契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

６．当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○短期入所生活介護サービス
○介護予防短期入所生活介護サービス

また、それぞれのサービスについて

(1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)　介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（各利用者負担に応じた割合）が介護保険から給付されます。

(i)〈サービスの概要〉

①食事

・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

・食事時間はご契約者の生活リズムに合わせて、できるだけ柔軟に設定しています。

②入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

・入浴又は清拭を週２回以上行います。

③排泄

・ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(ii)〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第８条参照）

重要事項説明書別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅介護サービス計画等が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、別紙のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

１枚につき　　１０円

③契約者が使用する居室料

ご契約者のご利用いただく居室を提供します。

利用料金　ユニット型個室　２，０６６円（１日あたり）

④契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

料金　朝食：３００円
　　昼食：６４５円
　　夕食：６００円
　　おやつ：４０円（希望されない方には提供しません）

⑤レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料費等の実費をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日用生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑦理美容

月１回、理美容師の出張によるサービス（調髪・顔そり等）をご利用いただけます。

利用料金：実費をいただきます。

⑧交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

実施地域を超えた地点から１ｋｍごとに　30 円
有料道路利用料　実費

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払方法（契約書第８条参照）

前記（１）（２）の料金・費用は、サービス利用終了時ごとにその都度お支払いいただくか、１か月ごとに計算しご請求いたしますので、利用された翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア．窓口での現金支払い

イ．下記指定口座への振り込み
みのり農業協同組合　三木支店　普通　口座番号０１５３２２９
（福）きたはりま福祉会　ショートステイみずき　理事長　大西　康徳

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし
集金代行契約業者　リコーリース㈱
みのり農業協同組合　三木支店

（４）利用の中止・変更・追加（契約書第９条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日 午後　5時までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日 午後　5時までに申し出があった場合	当日の利用料金の５０％
利用予定日の当日 午後　5時までに申し出がなかった場合	当日の利用料の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担金の５０％もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

７．サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、当施設の嘱託医または下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

・嘱託医氏名　池田　篤紀（池田クリニック）

・協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団朋優会　三木山陽病院
所　在　地	三木市志染町吉田 1213-1
診　療　科	内科　整形外科　外科　眼科　皮膚科　泌尿器科

・協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団　おかだ歯科　加古川えがお歯科
所　在　地	加古川市別府町緑町２　アリオ加古川２階
診　療　科	一般歯科　小児歯科　矯正歯科　訪問歯科

８．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の７日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に要介護認定期間満了まで同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第１８条参照）

① ご契約者が死亡した場合
② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)　ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１９条、第２０条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)　事業者からの契約解除の申し出（契約書第２１条参照）

ご契約者、ご契約者のご家族又はその関係者が以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ サービスの実施に際し、事業者の従業員もしくは他の利用者又はその関係者に対し、契約書別紙に記載されている身体的・精神的暴力若しくはハラスメント行為又はそれに準ずる行為があった場合
④ 当施設やサービス従業者もしくは他の利用者その他関係者の生命・身体・財物・信用等を著しく侵害する行為を行った場合、又は医療機関や関係機関と連携を図り支援を行ったにも関わらず、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがある場合）を繰り返すなど、当施設の運営や他の利用者の安全確保が困難となり、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)　契約の一部が解約または解除された場合（契約書第２２条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4)　契約の終了に伴う援助（契約書第１８条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

９．サービス提供における事業者の義務（契約書第１１条、第１２条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第１１条、第１２条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

・建物は耐火建築となっております。

・スプリンクラー、補助散水栓等の消火設備を基準に合わせて設置しています。

・非常災害時は、別に定める消防計画により対応します。

④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。

⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、以下の場合にご契約者の同意を得た上で、必要とする範囲内で個人情報を使用する場合があります。

・サービス担当者会議等、適切なサービスを円滑に行うためや、連携が必要な場合の情報共有に用いる場合

・サービス提供に係る請求業務などの事務手続きやサービス利用に関わる管理運営のための場合

・法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
・入院等医療機関へ受診する時に、医療機関や救急隊に対し使用する場合
・契約終了によって他の施設へ紹介するなどの援助を行う場合

これらに同意いただける場合は、別紙同意書の提出をお願いします。また、同意書の有効期限は契約期間と同じとします。

尚、ご同意いただけない場合は、サービス調整が出来ず、一体的なサービスの提供が出来ないことがあります。

１０．サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、原則として持ち込むことが出来ないものがありますので､詳しくは職員におたずね下さい。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第１３条、第１４条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
○ご契約者が感染症を有し、他の利用者に重大な影響を与えるおそれがあるようなやむを得ない場合には、治癒するまで利用をお断りする場合があります。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) 禁止行為

○契約書別紙に記載されている身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
○契約書別紙に記載されている精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
○契約書別紙に記載されているセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
○契約書別紙に記載されているその他の行為

１１．事故発生時の対応について

(1) 事故が発生した場合の対応について、(2) に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
(3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
(4) 上記 (1) ～ (3) の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

(5) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
(6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
(7) 施設は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１２.損害賠償について（契約書第１５条、第１６条参照）

(1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

事業者は損害賠償責任に備え、損害保険に加入しております。 ・あいおいニッセイ同和損保　介護保険・社会福祉事業者総合保険 支払限度額　１名あたり１億円 １事故あたり　身体：1億円　財物：1千万円

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（２） 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
②契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

１３．苦情の受付について（契約書第２５条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付担当者
〔職名〕　生活相談員　　森本　浩史
受付時間　　毎週月曜日～金曜日
１０：００～１７：００

○　苦情解決責任者

〔職名〕　施設長　　長　谷　部　賢　悟

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○兵庫県国民健康保険団体連合会	所 在 地：神戸市中央区三宮町１丁目９番１－１８０１号 電話番号：０７８－３３２－５６１７ Ｆ Ａ Ｘ：０７８－３３２－５６５０ 受付時間：平日　８：４５～１７：１５
○三木市介護保険課	所 在 地：三木市上の丸町１０-３０ 電話番号：０７９４－８２－２０００
○兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	所 在 地：神戸市中央区坂口通り２－１－１　兵庫福祉センター内 電話番号：０７８－２４２―６８６８ Ｆ Ａ Ｘ：０７８－２７１－１７０９ 受付時間：１０：００～１６：００

１４．緊急時の対応について

施設において、サービス提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

利用中、医療を必要とする場合は、利用者及びその家族の希望により協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

１５．居宅介護支援事業者等との連携

(1) （介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

１６．秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

１７.カスタマーハラスメントの防止について

ご契約者・そのご家族又はその関係者との信頼関係を築き、介護サービスの質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。

外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、十分な介護サービスの提供が困難と判断した場合、サービスの停止・契約の解除となることがあります。

※ 詳しくはHPにリンクを掲載しています。

また、カスタマーハラスメントへの対応のQRコードを下記に貼り付けています。

１８．衛生管理等について

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
(3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

１９．業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

２０．非常災害対策について

(1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
○ 災害対策に関する担当者（防火管理者）
〔職名〕 生活相談員 森 本 浩 史
(2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
(3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
避難訓練実施時期：（毎年２回 ３月頃・ ９月頃）
(4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

２１．虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

○　虐待防止に関する担当者

〔職名〕　施設長　長　谷　部　賢　悟

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

２２．身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、①～③の要件を全て満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束等を行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性‥‥‥直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

２３．利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

２４．サービス提供の記録

(1) （介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します。

(2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は有料です。）

２５．　情報公開について

当事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関前に文書により掲示、またはインターネット上に開設する事業所のホームページにおいて公開しています。

２６．重要事項の変更について

この重要事項説明書の記載事項が変更された場合、契約者に対して書類の掲示または交付を行い通知します。また必要に応じて文章にて同意の確認をするものとします。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護　重要事項説明書

令和　　年　　月　　日　　時　　～　　時

指定居宅サービスである（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者　社会福祉法人きたはりま福祉会　ショートステイみずき

説明者職名＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始と個人情報の使用に同意しました。

契約者（利用者）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護の提供開始と個人情報の使用に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたしました。

署名代行者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（契約者との関係＿＿＿＿）電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

※立会人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（契約者との続柄＿＿＿＿）電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

【肖像権についての確認】

当施設のホームページ・パンフレット・広報誌・研修などにおいて、契約者（利用者）の映像や写真を使用させていただきたい場合があります。使用について以下に〇印をご記入ください。

同意する・同意しない